

平成30年1月19日

市民政党「草の根」

代表 井原勝介 様

平成29年(2017年)12月21日に提出された「政治的活動の禁止について(公開質問状)」について、下記のとおり回答します。

記

1.

愛宕スポーツコンプレックスにおける政治的活動の禁止については、日米地位協定により利用することとなる合衆国軍隊の構成員及び軍属等が政治的活動を制限されているという経緯から、利用方法について米軍及び市の双方が同等となるように、共同使用における日米双方のルールとなる現地実施協定において、当該施設での政治的活動の禁止が規定されています。

また、当該施設は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律」(以下「国管法」という。)の一時使用許可を受けることにより、公の施設として住民利用が可能となるものであり、その許可条件に現地実施協定の遵守が定められていることから、岩国市愛宕スポーツコンプレックス管理条例において政治的活動の禁止を規定しています。

2.

政治的活動に該当する行為については、愛宕スポーツコンプレックスの運用上必要となるため、公務員の政治的活動禁止規定に準拠し、別紙「岩国市愛宕スポーツコンプレックス管理条例第4条第2項に規定する行為の禁止に関する基準」のとおり定めており、市ホームページにおいても公開しています。

3及び4.

愛宕スポーツコンプレックスの市民利用については、日米地位協定第2条第4項aに基づく共同使用によるものであり、この共同使用における日米双方のルールとなる現地実施協定に政治的活動の禁止が規定されています。また、当

該施設は国管法の一部使用許可を受けることにより、公の施設として市民利用が可能となるものであり、その許可条件に現地実施協定の遵守が定められています。

そうしたことから、許可条件を市が履行できない場合、当該許可が取り消され、市民利用ができなくなるおそれがあり、市民が当該施設を利用できる福祉増進の利益と、政治的活動が禁止される不利益を比較衡量した場合、明らかに前者が勝ると考えられることから、政治的活動の禁止の規定は憲法に反しないと判断しています。

○岩国市愛宕スポーツコンプレックス管理条例第4条第2項に規定する行為の禁止に関する基準

平成29年11月4日基準第4号

岩国市愛宕スポーツコンプレックス管理条例第4条第2項に規定する行為の禁止に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、岩国市愛宕スポーツコンプレックス管理条例(平成29年条例第28号。以下「条例」という。)第4条第2項に規定する行為の禁止について定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「政治的目的」とは、次に掲げる目的をいう。

- (1) 特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的
 - (2) 政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し、又はこれに反対する目的
 - (3) 公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的
- (禁止の対象となる行為)

第3条 条例第4条第2項第1号の政治的活動は、次に掲げる行為とする。

- (1) 政党その他の政治的団体が発行する機関紙その他の刊行物を配布する行為
- (2) 政治的目的のために、署名、勧誘等をする行為
- (3) 政治的目的をもって、多数の人による行進その他の威嚇をする行為
- (4) 拡声器その他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べる行為
- (5) 政治的目的を有する文書、図面その他これらに類するものを掲示する行為
- (6) 政治的目的を有する演劇の上演又は映画の上映をする行為
- (7) 政治的目的をもって、寄附金その他の金品を募集する行為
- (8) 政治的目的をもって、政治上の主義主張又は政党その他の政治団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを掲示する行為
- (9) 前各号に掲げる行為を別の名義又は形式を用いて偽る行為
- (10) 前各号に掲げるもののほか、その他これらに類する行為

第4条 条例第4条第2項第2号の共同使用の目的である日米友好親善に反する活動及び行為は、次に掲げる活動及び行為とする。

- (1) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約を否定する活動及び行為
- (2) 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の存在を否定する活動及び行為
- (3) アメリカ合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者その他のアメリカ合衆国民を侮辱する活動及び行為
- (4) 前3号に掲げる活動及び行為を別の名義又は形式を用いて偽る活動及び行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その他これらに類する活動及び行為

附 則

この基準は、平成29年11月4日から施行する。

